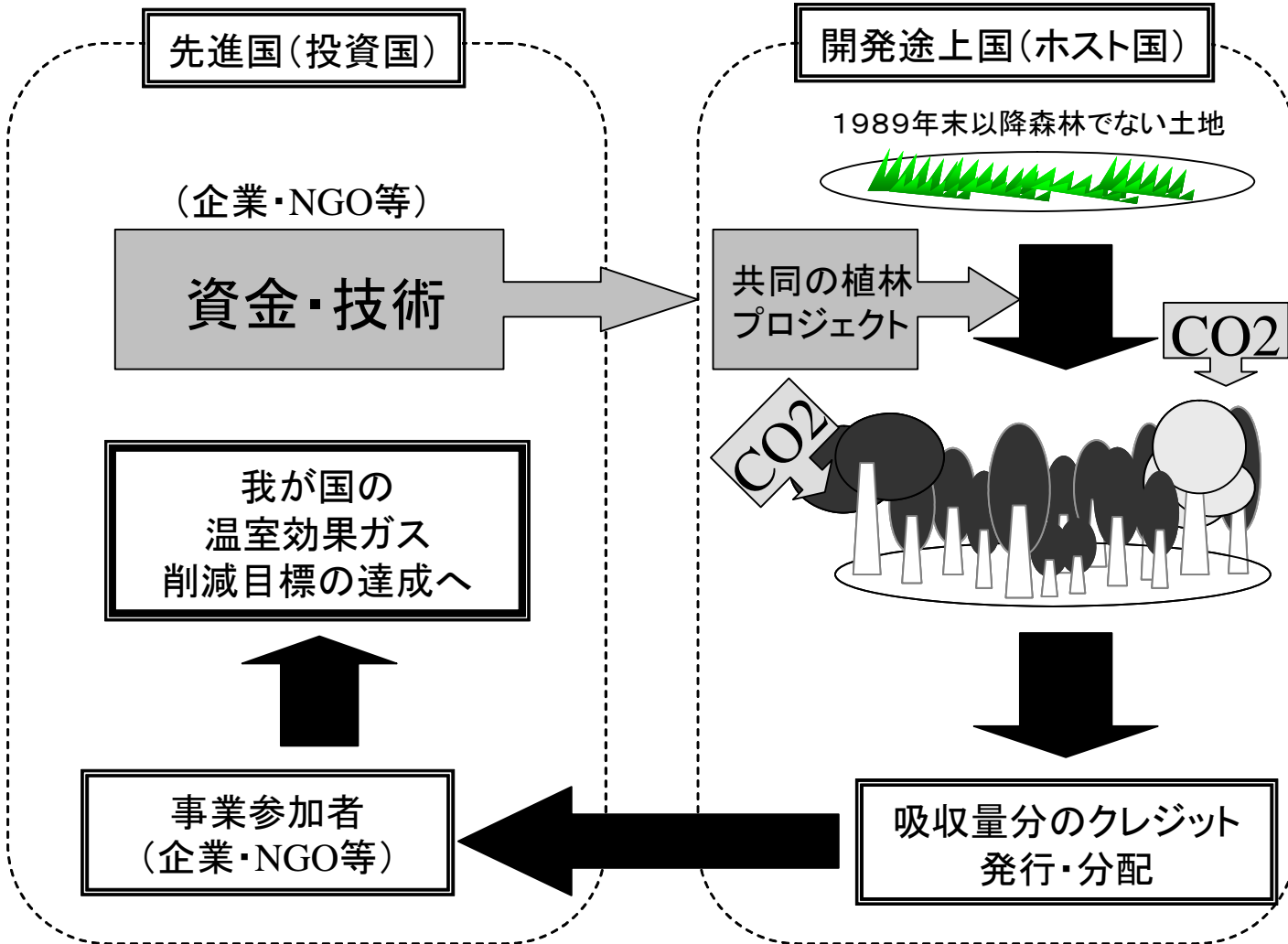


CDM植林の 基本的ルールについて

(本資料は、CDM植林の基本的ルールについて、COP決議文等を平易な日本語に置き換えて解説したものであり、詳細については決議文をご参考ください。)

林野庁 海外林業協力室

CDM植林の仕組み



CDM植林の対象行為

新規植林：50年間森林でない土地
への植林

再植林：1989年末以降森林でない
土地への植林

【森林経営は対象に含まれていない】

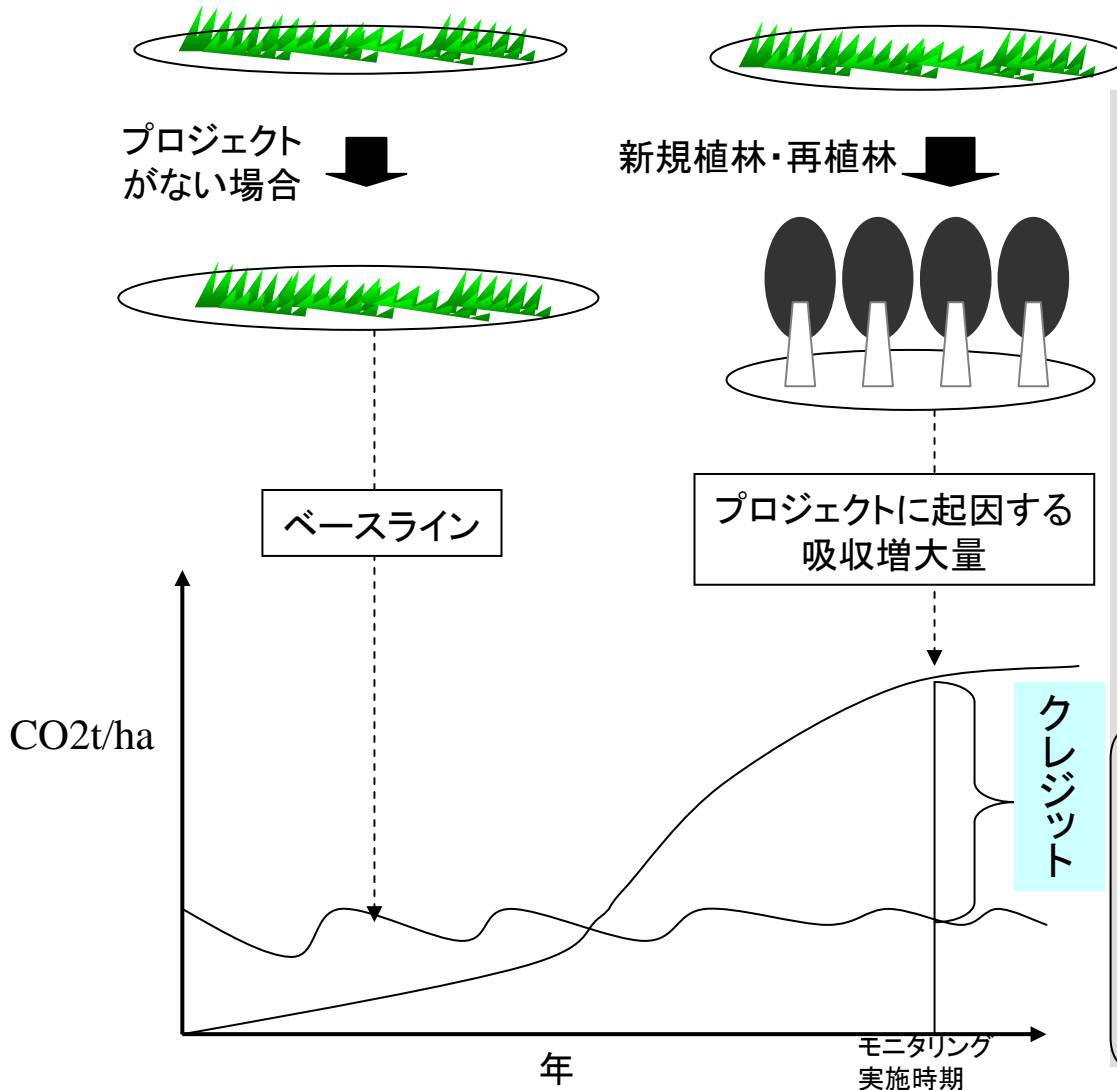
追加性の証明

追加性があるとは、CDM植林がないと仮定した場合の当該土地のCO₂吸収量（ベースライン）と比較して、実際のCDM植林によるCO₂吸収量が多いということ

ベースラインの考え方は事業者が下の3つのいずれかを選択

- ① 現在あるいは過去の当該土地の炭素蓄積の変化
- ② 経済的観点から当該土地において最もあり得る活動を反映した炭素蓄積の変化
- ③ プロジェクト開始時の当該土地において最も起こりそうな土地利用に伴う炭素蓄積の変化

クレジットの考え方



CDM植林から発生するクレジット量の計算方法

クレジット量 (CO₂トン)

$$\begin{aligned} &= \text{植林による吸収量等} \\ &- \text{ベースライン吸収量} \\ &- \text{リーケージ} \end{aligned}$$

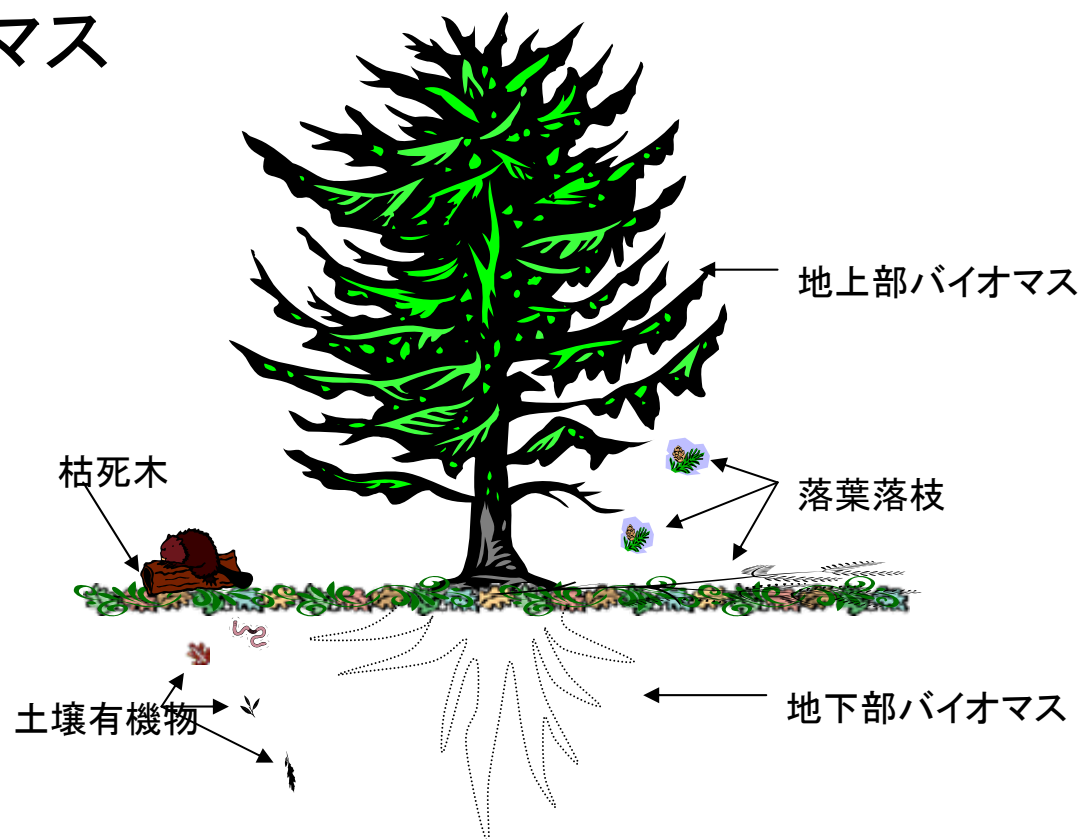
リーケージとは、プロジェクトに起因したプロジェクト外でのCO₂等排出の増加

例えば、プロジェクト実施により、これまでプロジェクトサイトの中で農業を行っていた人々が、プロジェクトの外で焼畑式農業を実施するようになった場合、そこで排出されるCO₂はリーケージとなる。

対象となる炭素プール

- ① 地上部バイオマス
- ② 地下部バイオマス
- ③ 落葉落枝
- ④ 枯死木
- ⑤ 土壌有機物

5つの炭素プール



参加資格

【投資国側】

- ① 京都議定書の締結
- ② 初期割当量の確定
- ③ CDMを担当する政府機関を指定
- ④ 国別登録簿の設置等

【ホスト国側】

- ① 京都議定書の締結
- ② CDMを担当する政府機関を指定
- ③ 森林を定義するための3つの最低値を条約事務局に報告

3つの最低値	i) 最低樹冠率	: 10~30%
	ii) 最小土地面積	: 0.05~1ha
	iii) 最低樹高	: 2~5m

クレジットの獲得時期

クレジットの獲得には検証・認証が必要

- ① 第1回目については、事業参加者が時点を選択可能
- ② 第2回目については、5年ごとに実施

検証・認証を行う時点については、炭素蓄積のピーク時点は必ずすこととされた。(書かれた規定はないものの、ピーク時点から1年程度ずれればよいというのが一般の認識。)

クレジットの種類

2種類のクレジットから選択

① 短期クレジット (Temporary CER: tCER)

② 長期クレジット (Long-term CER: lCER)

(ただし、一度選択したクレジットの種類は、クレジット発生期間中変更不可。)

プロジェクト期間

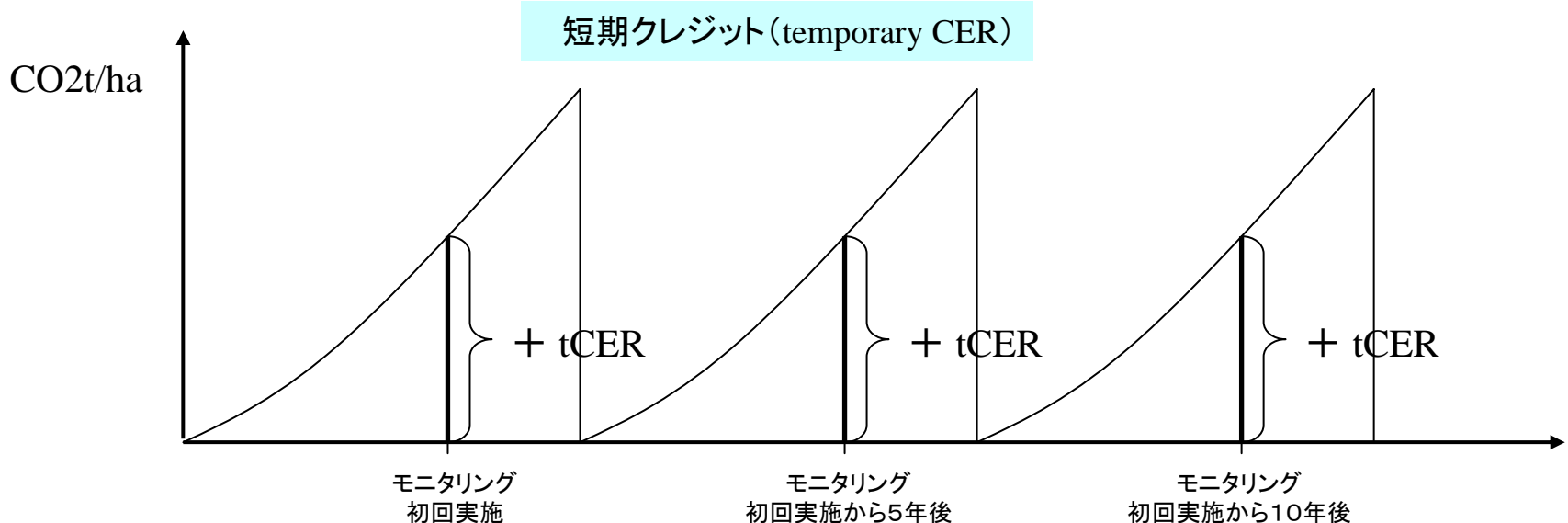
プロジェクト期間(=クレジット発生期間)の選択

- ① 最大20年、2回更新可能
- ② 最大30年、更新なし

短期クレジット (temporary CER)

短期クレジット (tCER)の特徴は、

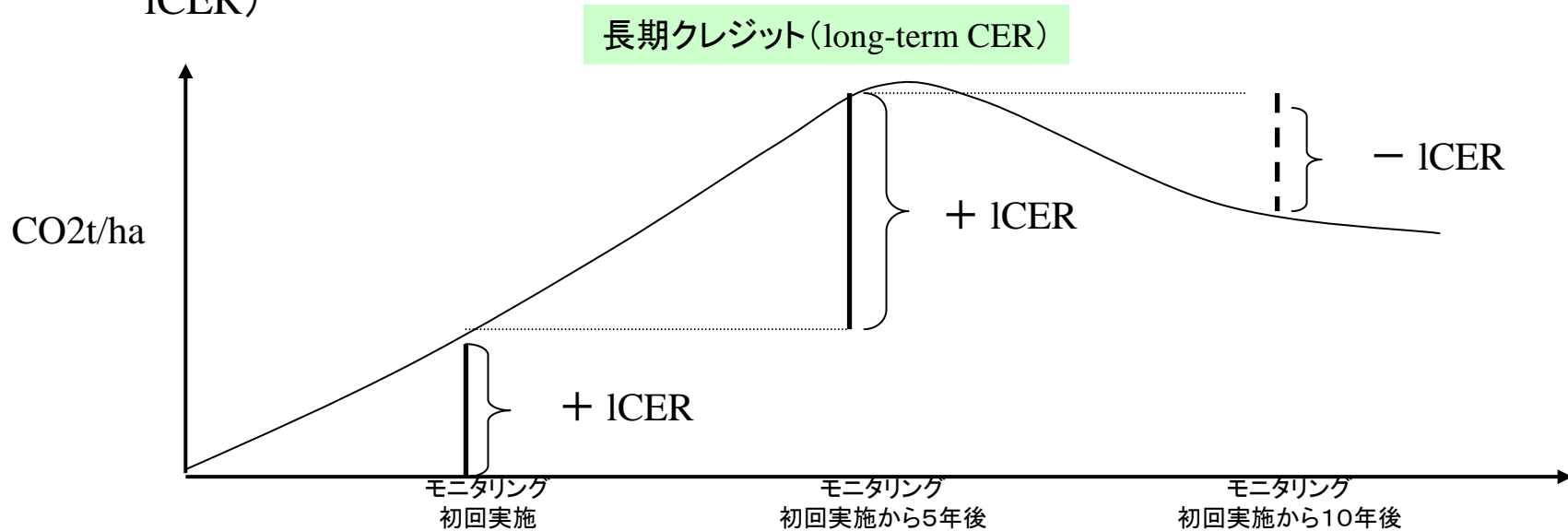
- ① クレジットを発行した約束期間のみ使用可
- ② クレジットは検証・認証時点の絶対値に対して発行
- ③ クレジットを発行した約束期間の次の約束期間末までに補填する必要あり
- ④ 補填に使用できるクレジットは、AAU、ERU、CER、RMU、tCER



長期クレジット (long-term CER)

長期クレジット (1CER)の特徴は、

- ① クレジットを発行した約束期間のみ使用可
- ② クレジットは前回検証・認証時点からの変化分に対してのみ発行(炭素蓄積が前回認証時より減少した場合は補填する必要あり)
- ③ プロジェクト終了時に補填する必要あり
- ④ 補填に使用できるクレジットは、AAU、 ERU、CER、RMU、(条件付き 1CER)



CDM植林プロジェクトから発生したクレジットの流れ

CDM植林により獲得したクレジットの流れ

- ① クレジット (tCER、ICER) がCDM理事会が運営するCDM登録簿に発行される。
- ② そのうち途上国支援分 (2%) 及びCDM制度運用経費分 (割合未定) が差し引かれる。
- ③ 残りを、ホスト国及びプロジェクト参加者で分配する。
- ④ プロジェクト参加者が日本企業の場合、日本の国別登録簿 (排出枠の管理等を行うための帳簿) にある事業者用の口座に移転される。
- ⑤ 事業者は、その口座から、国に移転 (売却) したり、市場で売却等を行う。

全体のクレジットの流れ

各国別初期割当排出量
(1990年排出実績比94%分)

AAU

RMU

ERU

CER

JIプロジェクト

CDMプロジェクト

CDM理事会
(CDM登録簿)

クレジットの発行

政府口座

A社口座

B社口座

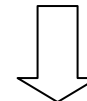
...

①償却口座
(第一約束期間の数値目標の達成のために
用いる排出枠を入れるための口座)

国内総排出インベントリー

②総排出実績

比較



① ≥ ② であれば遵守

① < ② であれば不遵守

- ・国および事業者の排出枠の他国等への移転が出来なくなる。
- ・排出超過分の1.3倍の排出枠が次期約束期間の排出枠から差し引かれる。

国別登録簿

小規模CDM植林

- ① 8 k CO₂-t/年未満の吸収量（ユーカリの場合約300 ha、郷土樹種の場合約1000 haに相当）
- ② 低所得者層によって開発されたプロジェクト
- ③ 方法論・手続きについては、COP 10で決定

小規模CDM植林の方法論・手続き

- ① ベースラインに顕著な変化が起こらないことを示せる場合、プロジェクト開始前に測定した炭素蓄積を一定と見なすことが可能
- ② ベースラインのモニタリングは必要なし
- ③ リークエージについて、プロジェクト実施により各種活動等がプロジェクト境界外で起こらないことを証明できる場合等は、排出が増加しても計測不要
- ④ バンドリング(一括化)について、デバンドリングの判断は3基準(同一プロジェクト参加者、過去2年以内の登録、最も近い境界の距離が1km以内)
- ⑤ 低所得者層の参加の有無はホスト国が決定
- ⑥ COP/MOP1で簡素化されたベースライン方法・モニタリング方法、リークエージ推計指針等を決定

事業申請の流れ

事業者から見たCDM植林プロジェクトの手続きの流れ

